

旧大間野村の「元禄八年」の検地

秦野 秀明

はじめに

『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾には、「七左衛門村枝郷越巻村附持添新田」の記載として、「七左衛門村より分村す」とある。

また、「七左衛門村枝郷大間野村附持添新田」の記載として、「大間野村も七左衛門村の分村にて」とあり、「越巻村」と「大間野村」は「七左衛門村」より分村した来歴が判明する。

さらに、「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」と「大間野村」の「検地」が実施された年代を、同書⁽¹⁾は以下のように記載している。

① 「七左衛門村」

「検地の年代は前村に同じ（※筆者注 元禄八年）⁽²⁾

② 「七左衛門村枝郷越巻村」

「検地の年代は前村に同じ（※筆者注 元禄八年）⁽²⁾

③ 「七左衛門村枝郷大間野村」

「検地は元禄十年酒井河内守糺す」

以上のように、

「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」においては、「元禄八年（一六九五）」に「検地」が実施され、同じく枝郷である「大間野村」のみが「元禄十年（一六九七）」に「検地」が実施された事実が、『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾の記載により判明する。

「元禄八年」の検地

旧大間野村に該当する地に、旧家である「A家」が存在し、現在も古文書群を所有されている。

平成二十一年（二〇〇九）一月二十六日、NPO法人越谷市郷土研究会の加藤 幸一氏は、

解説者 鈴木 秀俊、記録者 加藤 幸一として、

「元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」

（表紙）

「 安永二巳年正月

元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」

を記録されたが、未公表であった。

令和三年六月十日、NPO法人越谷市郷土研究会「地誌研究倶楽部」の「巡検（案内 加藤 幸一氏）」に参加した筆者は、旧家である同「A家」を訪問させて頂いた際、「元禄八亥御検地御水帳、小抜書抜」の原本を、所有者のご厚意により拝見させて頂く機会を得た。

この原本を閲覧した筆者は、NPO法人越谷市郷土研究会の会報『古志賀屋』第十九号で「越谷地名大全」⁽³⁾を公表し、現在の越谷市内に該当する村々の「検地」の実施年代をまとめていた経緯により、「大間野村」において実施された「検地」は、『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾に記載された元禄十年ではなく、「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」と同様に、元禄八年に「検地」が実施されていた可能性を発見した。

結びにかえて

安永二巳年（一七七三）正月に、「元禄八亥御検地御水帳」を小抜書抜した文書である「元禄八亥御検地御水帳、小抜書抜」の各分野の専門家による精査は、未だなされていない。

また、「大間野村」において実施された「検地」は、『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾に記載された元禄十年ではなく元禄八年

であったのか、または、元禄八年と元禄十年の「二度」であったのかも不明である。

さらに、『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾の記載によれば、「大間野村」と東隣の境を接する「蒲生村」の「西分（※筆者注蒲生村の大凡、西の半分の地域）」の「検地」の実施は、元禄十年に酒井河内守によってなされ、その「蒲生村」の北隣の境を接する「登戸村」の「検地」の実施も、元禄十年に酒井河内守によってなされており、『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾に記載される「大間野村」の元禄十年の「検地」の実施も、地理的には必ずしも不合理ではない。

注

(1) 文政十三年（一八三〇）成立

(1) 一九六三『新編武蔵風土記稿』「第三期」第十卷、

雄山閣

(2) 注(1)

「四丁野村」「中略」検地は元禄八年酒井河内守改む」

(3) 秦野 秀明（二〇二〇）「越谷地名大全」

『古志賀屋』第十九号、NPO法人越谷市郷土研究会
五五〇七一頁（越谷市立図書館蔵）